**平成２９年（フ）第１６６号**
長野県松本市埋橋２丁目７番15号　コーポ若松103
債務者　武江　公明
1　決定年月日時　平成29年10月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　長野地方裁判所松本支部

**平成２９年（フ）第１２３号**
三重県四日市市北浜田町11番21―502号　グランドメゾン四日市
債務者　川村　孝治
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１６１号**
三重県いなべ市大安町石榑東1714番地１　グリーンハウスＬａｔｔｅＢ棟102号室、住民票上の住所三重県いなべ市大安町石榑東1913番地　レイクサイド両ヶ池Ｂ108
債務者　木村　幸子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１７４号**
三重県桑名市高塚町４丁目27番地　グリーン高松２Ｂ号、前住所北海道上川郡鷹栖町14線７号５番地
債務者　草島　千景
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１８１号**
三重県いなべ市北勢町奥村987番地５
債務者　浦越　重美
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１８２号**
三重県四日市市大井手３丁目６番14号、住民票上の住所三重県四日市市天カ須賀２丁目19番７号
債務者　寺本　之紀
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１８６号**
三重県いなべ市大安町大井田2263番地　メゾン・シグナス大安Ⅰ303号室
債務者　児玉　　泰
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１８９号**
三重県四日市市室山町603番地２
債務者　出口　良照
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　津地方裁判所四日市支部破産係

**平成２９年（フ）第１２３号**
滋賀県彦根市日夏町1776番地18
債務者　倉園伊津子
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　大津地方裁判所彦根支部

**平成２９年（フ）第９０７号**
京都府京田辺市河原神谷66番地　22―408
債務者　原田　栄子
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第９６２号**
京都市中京区壬生坊城町48番地３　ＵＲ壬生坊城第二団地４棟　404
債務者　中沼　眞里
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０１０号**
京都市山科区大塚野溝町73番地１　メゾン野溝101、前住所京都市山科区小山北林町13番地１
債務者　満福亭こと　鈴木　恭介
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第１０１１号**
京都市山科区大塚野溝町73番地１　メゾン野溝101、前住所京都市山科区小山北林町13番地１
債務者　鈴木　和代
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２９年（フ）第２４４号**
奈良市疋田町２丁目４番11―101号
債務者　符阪　雅世
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第２９５号**
奈良県桜井市大字阿部660番地　１棟101号
債務者　中原　利一
1　決定年月日時　平成29年10月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　奈良地方裁判所

**平成２９年（フ）第１０６号**
松江市東津田町1205番地10
債務者　松**原**　宏次
1　決定年月日時　平成29年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　松江地方裁判所民事部

**平成２９年（フ）第２１４号**
愛媛県松山市神次郎町甲216番地
債務者　仲田　昌平
1　決定年月日時　平成29年10月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年12月19日まで　松山地方裁判所民事部